

入 札 説 明 書

イオンクロマトグラフ 一式(賃貸借)

I	入札説明書	(頁)	1	～	5
II	提出書類一覧表		6		
III	入札書・委任状等様式		7	～	10
IV	仕様書に関する質問書		11		
V	賃貸借契約書(案)		12	～	15

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

1 入札に付する事項

- (1) 借入する物品
イオンクロマトグラフ 一式(賃貸借)
- (2) 借入する物品の企画、機能、特質等
仕様書のとおり。
- (3) 借入数量
仕様書のとおり。
- (4) 借入期間
令和7年1月1日から令和11年12月31日まで(60ヶ月)
(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (5) 納入場所
仕様書のとおり。

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

- (1) 必要な資格
 - ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
 - ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱(昭和56年徳島県告示第26号)第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者。
 - ③ 入札をしようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特性等に適合するものであることを証明する書類等(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、5に示す提出期限までに提出場所へ持参又は郵送し、審査の結果「適合」と認められた者。
 - ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者。
 - ⑤ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)若しくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- (2) 入札参加資格審査の申請手続に関する事項
2の(1)の②の入札参加資格を有していない者で、この一般競争入札への参加を希望する者は、徳島県知事の定める一般競争入札参加資格審査申請書に必要書類を添付して、5に示す応札仕様書等の受領期間までに次に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。
※一般競争入札参加資格申請書(様式第1号)については、徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。
申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

入札参加資格審査申請書の提出場所
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県企画総務部管財課 調度担当
電話番号 088-621-2066
ファクシミリ番号 088-621-2828
電子メールアドレス kanzai_eshinsei@mail.pref.tokushima.lg.jp

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県ホームページよりダウンロードする。
なお、仕様の変更があった場合、徳島県ホームページで通知する。

4 問い合わせ等について

- (1) この入札についての問い合わせ先
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県生活環境部環境管理課 企画・大気担当
電話番号 088-621-2275
ファクシミリ番号 088-621-2847
電子メールアドレス kankyokanrika@pref.tokushima.lg.jp
- (2) 問い合わせについての受付期間
問い合わせについては、ファクシミリ及び電子メールによるものとする。
ファクシミリについては別紙「仕様書に関する質問書」を使用して問い合わせを行うこと。
なお、期間についてはおおむね応札仕様書等の提出期限の1週間前までとする。これ以降の問い合わせについては回答できない場合がある。

5 応札仕様書等について

- (1) 本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、仕様書に示した特性等に適合するものであることを証明する書類等(以下「応札仕様書等」という。)を県の指定する様式により、受領期限までに、提出場所へ提出しなければならない。
応札仕様書等の審査の結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出したものに限り、入札落札決定の対象とする。なお、県から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (2) 応札仕様書等の受領期限、提出場所及び方法
- ① 受領期限
令和6年7月25日(木曜日)午後5時
 - ② 提出場所
徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階
徳島県生活環境部環境管理課 企画・大気担当
 - ③ 応札仕様書の提出方法
直接持参又は郵送(封書とし、封筒への必要事項記載についてはⅡ提出書類一覧表1の(1)によるものとする。なお、郵送による場合は、書留郵便とし、受領期限までに必着のこと。)

6 入札手続等について

- (1) 入札及び開札執行の日時及び場所
- ① 日時
令和6年8月1日(木曜日)午後2時
 - ② 場所
徳島市万代町1丁目1番地
徳島県庁11階 1106会議室

(2) 入札の方法等

① 入札の方法

「イオンクロマトグラフ 一式(賃貸借)」の総額で行う。

② 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インク又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「イオンクロマトグラフ 一式(賃貸借)」の総額を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすために要する経費一切を含めた金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次により正確に記載しなければならない。

(ア) 入札参加者は、住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)を記載すること。

(イ) 代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名(法人、組合等にあつては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名)並びに代理人の住所、氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

ク 5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物品等を納入することができると認められない場合は、当該入札参加者にその旨と理由を記載した書面により通知する。この場合において、提出された応札仕様書等は返却しない。

③ 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができる。

また、再度入札を行う場合においては、第1回目の入札前に提出した応札仕様書等証明書類の変更をしてはならない。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札。

② 記名のない入札。

③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札。

- ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
- イ 金額をアラビア数字以外で記載し、または訂正したもの。
- ウ 「入札物件」で物件名及び数量(数量については、特に指定した場合を除く)の記載のないものまたは記載を誤ったもの。
- エ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対してした2通以上の入札。
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、または2人以上の代理をした者の入札。
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札。
- ⑦ 郵便によりした入札。
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札。

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、5の応札仕様書等の審査の結果、入札公告及びこの入札説明書に示した物件等を納入できると認めたものであって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した入札者を落札者とする。

落札者となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。なお、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって本件入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島市万代町1丁目1番地
徳島県生活環境部環境管理課 企画・大気担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、別紙「提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できないものとする。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあつてはその旨了解の上入札すること。

II 提出書類一覧表

1 応札仕様書等提出時

(1) 応札仕様書等

応札仕様書等には「入札参加者の住所、商号、代表者職名、代表者氏名」を記入すること。

① 応札仕様書 1通

入札しようとする物品等の仕様が、入札公告及びこの入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明するものとし、応札仕様書に示す別添の様式に従い作成し、提出するものとする。仕様書に対し、入札参加者が提示しようとする具体的な内容(品名、メーカー名、機種及び型番、規格、機能、性能、数量等)を分かりやすく記載すること。

② 入札しようとする物品等のカタログ 1部

仕様上で必要としている規格、機能、性能等を満たすことができるものを添付すること。

③ 価格一覧表(税抜) 1通 (必ず業者名を記載し、税抜きの見積書とすること。)

物品及び諸経費の定価見積書(仕様書に準拠して品名、メーカー名、型番、数量、単位及び定価を記載した明細を作成すること。)また、メーカー標準価格が存在しない場合は、その旨を記載するとともに実売価格等を記載すること。

2 入札書提出時

① 入札書 1通

入札書を封書に入れ「入札案件 イオンクロマトグラフ 一式(賃貸借)」を記載すること。

② 委任状(代理人が入札する場合) 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

① 入札書及び封書の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えること。

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

入 札 書

入札金額

億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札物件

イオンクロマトグラフ 一式（賃貸借）

入札保証金

免除

上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則（昭和 3 9 年徳島県規則第 3 9 号）により入札します。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

徳 島 県 知 事 殿

入札書記載例

■ 代表者本人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	
入札物件	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1								
氏名	徳島県庁株式会社 役職名 徳島 太郎								
徳島県知事 殿									

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

■ 代理人が入札するとき

¥マークを
付すこと
(無い場合は無効)

入 札 書									
入札金額	¥	3	4	5	2	0	0	0	
入札物件	〇〇〇〇 一式								
入札保証金	免除								
上記の金額で供給したいので、徳島県契約事務規則(昭和39年徳島県規則第39号)により入札します。									
令和〇年〇月〇日									
住所	徳島県徳島市万代町1-1								
氏名	徳島県庁株式会社 役職名 徳島 太郎								
代理人	住所 〇〇〇〇〇〇〇〇 氏名 阿波 次郎								
徳島県知事 殿									

役職名の記載が無い場合
又は申請時の役職名と
異なる記載の場合は無効
(含個人事業者)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き
- ・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの
(「0」と「6」、「1」と「7」等)
- ・アラビア数字でないもの
など

住所、会社名、代表者役職・氏名
を記入

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

住所は代理人の自宅住所を記載
上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)、
氏名を記載することも可

令和 年 月 日

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所

氏 名

受任者 住 所

氏 名

私は、_____を代理人とし、徳島県が令和 年 月 日に執行する『イオンクロマトグラフ一式（賃貸借）』の入札に関する一切の権限を委任します。

委任状記載例

委 任 状

徳 島 県 知 事 殿

委任者 住 所 徳島県徳島市万代町 1 - 1

徳島県庁株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住 所 ○○○○○○○○

・住所は代理人の自宅住所を記載
・顔写真付きの身分証明書で住所
氏名を確認します。

氏 名 阿波 次郎

・上記会社の社員の場合は、会社
住所、会社名(支社・支店名等)
を記載することでも可
・顔写真付きの社員証等で、記載
内容を確認します。

私は、阿波 次郎を代理人とし、徳島県が令和 ○○年 ○○月 ○○日に執行

する『 ○ ○ ○ ○ ○ ○ 』の入札に関する一切の権限を委任します。

IV仕様書に関する質問書

令和 年 月 日

物件名：イオンクロマトグラフ 一式(賃貸借)

商号又は名称

連絡先

ファクシミリ

E-mail

質 問 項 目	
内 容	

賃 貸 借 契 約 書 （案）

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、イオンクロマトグラフィー式（以下「物件」という。）の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 この契約は、乙が甲に物件を賃貸し、甲はこれを借り受けることを目的とする。

（賃貸借物件）

第 2 条 契約に基づき賃貸される物件は、別紙明細及び賃貸借仕様書のとおりとする。

（信義誠実の義務）

第 3 条 甲乙両者は、信義と誠実をもってこの契約を履行しなければならない。

（賃貸借期間）

第 4 条 賃貸借期間は、令和 7 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日までとする。

（設置場所及びその経費）

第 5 条 設置場所は、次のとおりとする。

徳島市新蔵町 3 丁目 8 0 番地 徳島県立保健製薬環境センター

2 設置に要する経費は、乙の負担とする。

（物件の引渡し）

第 6 条 乙は、物件を甲の指定する設置場所で、甲が使用できる状態で引き渡さなければならない。

（賃貸借料）

第 7 条 賃貸借料は、月額 金〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇, 〇〇〇円）とする。ただし、第 1 6 条の規定により月の途中においてこの契約が解除された場合又は乙の責めに帰すべき理由により物件を使用できなかった期間があった場合は、日割りにより算出して得た額とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第 2 8 条第 1 項及び第 2 9 条並びに地方税法第 7 2 条の 8 2 及び第 7 2 条の 8 3 の規定に基づき賃貸借料に 1 1 0 分の 1 0 を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第 8 条 契約保証金は、免除する。

（賃貸借料金の支払）

第 9 条 甲は、乙から適法な支払請求書を受領したとき、その日から起算して 3 0 日以内に乙に賃貸借料金を支払わなければならない。

（物件の所有権）

第 1 0 条 物件の所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

2 甲は、物件が乙の所有であることを示す表示等を毀損するなど、物件の現状を変更するような行為をしてはならない。

（設置場所の変更）

第 1 1 条 甲は、設置場所を変更する場合は、あらかじめ乙に通知し、乙の承諾を得なければならない。この場合、物件の移動は、乙又は乙の指定する者が行うものとする。

（物件の操作指導）

第 1 2 条 乙又は乙の指定する者は、甲が必要とする場合に甲の要請に応じ、甲の

職員に対して適切な操作の指導及び研修をするものとする。

(保険)

第13条 乙は、物件につき、乙の費用で動産総合保険を付保する。

(物件の管理義務)

第14条 甲は、物件を本来の用途に従い使用し、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。また、物件の設置場所においては、良好な環境を保持するものとする。

2 乙は、甲の故意又は重過失により物件に損害を与えたときは、その賠償を甲に請求することができる。

3 前項の場合において、動産総合保険で補われた損害に対しては、前項の規定にかかわらず乙は甲に賠償を請求しない。

(立入権及び秘密保持)

第15条 乙又は乙の指定する者は、物件の保守及び管理等のため物件の設置場所に立ち入ることができる。ただし、この場合は、甲の事前の承諾を得るものとする。

2 乙は、契約の実施に当たって知り得た業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(契約の解除)

第16条 甲又は乙は、原則として3か月前に書面によって相手方に通知することによりこの契約を解除することができる。

2 前項によりこの契約が解除された場合には、甲又は乙は、これにより被る相手方の損害については共にその責めを負わない。

3 前2項のほか、甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害を生ずることがあっても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 乙が、正当な理由がなくこの契約を履行しないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(3) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(4) 契約条項に違反したとき。

(5) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

4 前3項の規定により契約を解除したときは、物件の引取りに要する費用は、乙が全額を負担するものとする。

(長期継続契約における契約の解除)

第17条 契約締結日の翌年度以降においてこの契約に係る甲の予算が成立しなかった場合又は減額となった場合には、甲はこの契約の全部又は一部を解除できるものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合であっても、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(物件の返還)

第18条 甲は、第16条又は第17条の規定によりこの契約が解除された場合は、物件を速やかに乙に返還しなければならない。

2 乙は、賃貸借期間が満了したときは、乙の負担により、物件を速やかに撤去しなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第19条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

（管轄裁判所）

第20条 甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、徳島地方裁判所を第一審の裁判所とする。

（疑義等の決定）

第21条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙

別 紙 明 細

賃貸借物件

品 名	仕 様 内 容 等
イオンクロマトグラフィー式 (社 製 型)	
装置制御及びデータ解析システム ・ パーソナルコンピューター ・ プリンター	